

議案第 2 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教育行政の課題に適切に対応するため、沖縄県適応指導教室の名称を沖縄県教育支援センターに改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第4項第8号中「沖縄県適応指導教室」を「沖縄県教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育行政の課題に適切に対応するため、沖縄県適応指導教室の名称を沖縄県教育支援センターに改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県適応指導教室の名称を沖縄県教育支援センターに改める。（第2条関係）
- (2) この規則は令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) その他参考となる資料

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表		
改 正 案	現 行	
第1条（略） （総合教育センター） 第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の班を置く。 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） 2～3（略） 4 教育経営研修班の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4）（略） （5）（略）	（趣旨） 第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。 （総合教育センター） 第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の班を置く。 総務班 教科研修班 教育経営研修班 理科研修班 特別支援教育班（特別支援教育センター） 産業教育班（産業技術教育センター） IT教育班（IT教育センター） 2～3（略） 4 教育経営研修班の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）教育経営に係る教育関係職員の研修にすること。 （2）教育経営に係る調査研究及びその成果に関すること。 （3）特別活動、進路指導、教育相談及び経営等に関すること。 （4）初任者研修、教職経験者研修及び教務主任研修にすること。 （5）幼児教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関することと。	

(6) (略)	(6) 健康教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関するこ と。
(7) (略)	(7) 教育相談（特別支援教育班（特別支援教育センター）の所掌に属するものを除 く。）に関すること。
(8) 沖縄県教育支援センターに関すること。	(8) 沖縄県適応指導教室____に関すること。
(9) (略)	(9) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。
5 ～ 8 (略)	5 ～ 8 (略)
第 3 条 ～ 第 20 条 (略)	第 3 条 ～ 第 20 条 (略)